



福祉・介護人材確保対策関係予算について

【 目 次 】

1. 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P8
2. 介護保険サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P9～P12
3. 雇用管理改善等に関する取組の充実・・・・・・・・P13～P15
4. ハローワークにおける取組の充実・・・・・・・・P16～P18
5. 能力開発施策の充実・・・・・・・・P19～P23
6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等・・・・・・・・P24～P35
7. 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム・・・・・・・・P36～P39

1. 全体像

福祉・介護人材確保対策等の全体像

1. 福祉・介護サービス事業者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護報酬のプラス3%改定による介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善を図るため、負担の大きな業務や専門性の高い人材への報酬上の評価を導入。	—	既存	—	—	老健局 老人保健課 企画法令係 (内線:3949)	
介護職員等の処遇改善	介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 4,000億円	都道府県	老健局 介護保険課 企画法令係 (内線:2164)	P11
現任介護職員等の研修支援	現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する場合等の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	老健局 振興課 基準係 (内線:3983)	P12
新規介護職員等の養成	雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等に委託し、現場で職業訓練を実施。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 緊急人材育成・就職支援事業 3,466億円の内数	都道府県労働局	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
地域相談体制の強化	地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップを行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	市町村	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
雇用管理の改善のための相談援助事業	雇用管理の改善に関する専門的な相談援助、雇用管理者講習等を実施。	財団法人介護労働安定センター	既存	平成22年度予算 13.8億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P15

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護人材確保定着等助成金	雇用管理改善を担う特定労働者又は介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 110.2億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	P14
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護福祉機器(移動リフト等)を導入した場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 18.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
複数事業所連携事業※1	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P30
実習受入施設ステップアップ事業	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習会や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P33

2. 福祉・介護サービス従事者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉・介護人材定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県(委託可)	新規	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P32
キャリア形成訪問指導事業※5	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35

3. 福祉・介護の仕事に関心を有する者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉人材確保重点プロジェクト	<p>全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野におけるマッチング機能の強化を図る。</p> <p>※ 他産業から離職した非正規労働者等への介護分野の職業情報の提供等の体制整備及び「福祉人材コーナー」の増員を予定。</p>	厚生労働省	新規	<p>平成22年度予算 13.9億円</p> <p>-----</p> <p>平成21年度補正予算 9億円</p>	公共職業安定所 (ハローワーク)	<p>職業安定局 総務課首席職業指導 官室 職業紹介第2係 (内線:5779)</p>	P17 ・ P18
福祉・介護人材マッチング支援事業※6	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35
福祉・介護人材養成のための離職者訓練の実施	介護福祉士及びホームヘルパー1級・2級等の養成に係る離職者訓練の実施。	厚生労働省	新規	平成22年度予算 91.6億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P20
緊急人材育成就職支援基金事業	雇用保険の受給資格のない者等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間基金を造成し、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施(新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、福祉・介護等)における基本能力習得のための長期訓練の実施)。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 3,466億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 緊急人材育成・就職 支援基金係 (内線:5929)	P21 ～ P23
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設等へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県社会福祉協議会等	新規	平成20年度補正予算 320億円	都道府県社会福祉協議会等	社会・援護局 福祉基盤課 資格試験係 (内線:2849)	P26 ・ P27
進路選択等学生支援事業※2	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P28

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
潜在的有資格者等養成支援事業※3	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P29
職場体験事業※4	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センターへ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P31
福祉人材確保重点事業(都道府県福祉人材センター・バンク)	都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組を支援。	都道府県	既存	平成22年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数	各都道府県福祉人材センター・バンク	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	/
「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	働きながら介護関連資格(介護福祉士、ホームヘルパー2級)の取得ができるよう支援するプログラムの実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	社会・援護局 福祉基盤課マンパワ 一企画係 (内線:2849)	P37 ～ P39

主な福祉・介護人材確保対策①

福祉・介護人材の安定的な確保のためには、①処遇改善等による定着の促進を進めるとともに、②多様な人材の参入の促進を図ることが必要。

→ 平成20年度補正、平成21年度当初、平成21年度補正予算により、多年度にわたる総合的な対策を実施。

処遇改善等による定着促進

多様な人材の参入促進

【20年度補正】

- ① 介護報酬のプラス3%改定による職員の処遇改善と介護保険料の上昇の抑制(1,154億円)
- ② 介護関係業務の未経験者を雇い入れた事業主への賃金助成(99億円)
- ③ 移動リフト等の介護福祉機器導入費用の助成(19億円)

【21年度当初】

- ① 雇用管理改善に関連する業務を担う人材を雇い入れた事業主への賃金助成(18億円)
- ② 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成(2億円)
- ③ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託(7億円)
- ④ 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

【21年度補正】

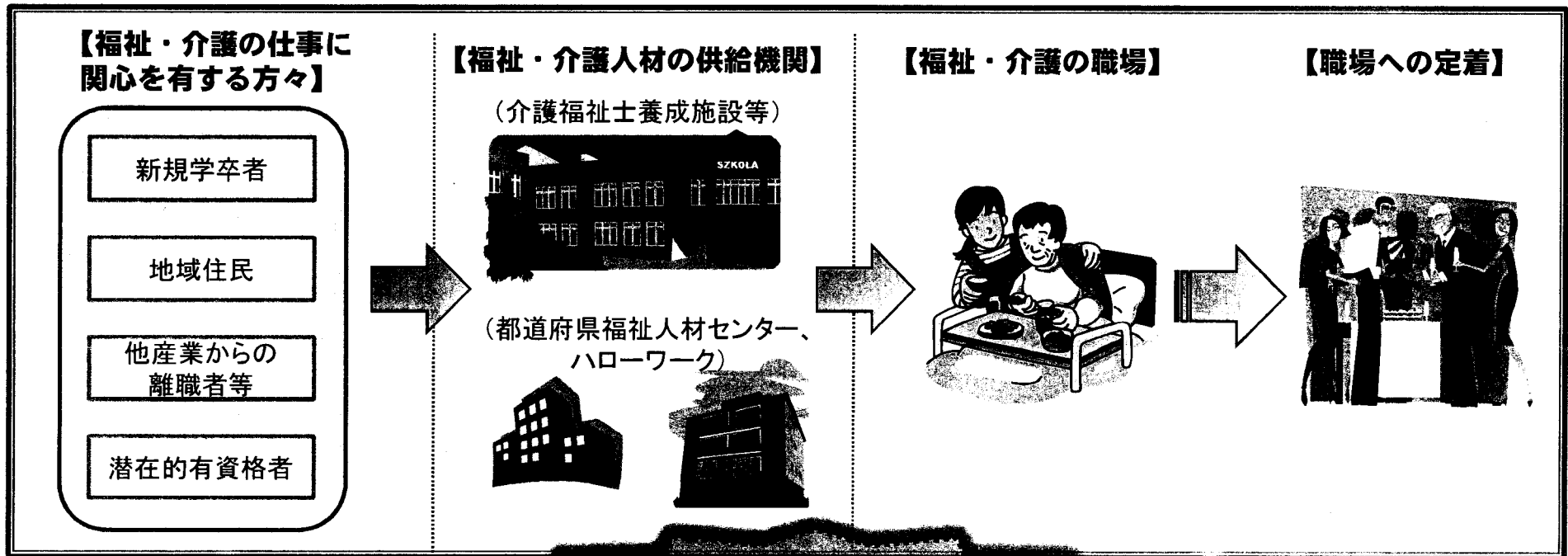
- ① 介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成(4,000億円)
- ② 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成(緊急雇用創出事業3,000億円の内数)
- ③ 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修の実施(98億円の内数)

- ① 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け(320億円)
- ② 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- ③ 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- ④ 福祉・介護の職場を体験する機会の提供(②～④:205億円の内数)

- ① 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化(7億円)
- ② 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施(51億円)
- ③ 都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組の支援(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

- ① 離職者等に対して社会福祉施設等に職業訓練を委託して実施(緊急人材育成訓練等事業費補助金1,000億円の内数)
- ② 都道府県福祉人材センター等において個々の求職者に相応しい職場の開拓や働き方等の相談等に向けた指導助言の実施(98億円の内数)
- ③ 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充(105億円の内数)

主な福祉・介護人材確保対策②



多年度にわたる総合的な対策の実施

《多様な人材の参入促進》

- 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- 職場体験の機会の提供

《マッチング機能の強化》

- 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け

- 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化

- 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施

《処遇改善等を通じた定着促進》

- 介護報酬のプラス3%改定
- 介護関係業務の未経験者を雇い入れ助成
- 介護福祉機器導入費用の助成

- 雇用管理改善業務を担う人材を雇い入れた事業主への助成
- 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成
- 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施

- 介護職員の処遇改善に取り組む事業者へのさらなる処遇改善のための助成
- 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成
- 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修を実施

【20補正】

【21当初】

【21補正】

2. 介護保険サービスに従事する 職員の処遇改善等

介護分野における経済危機対策（平成21年度第1次補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

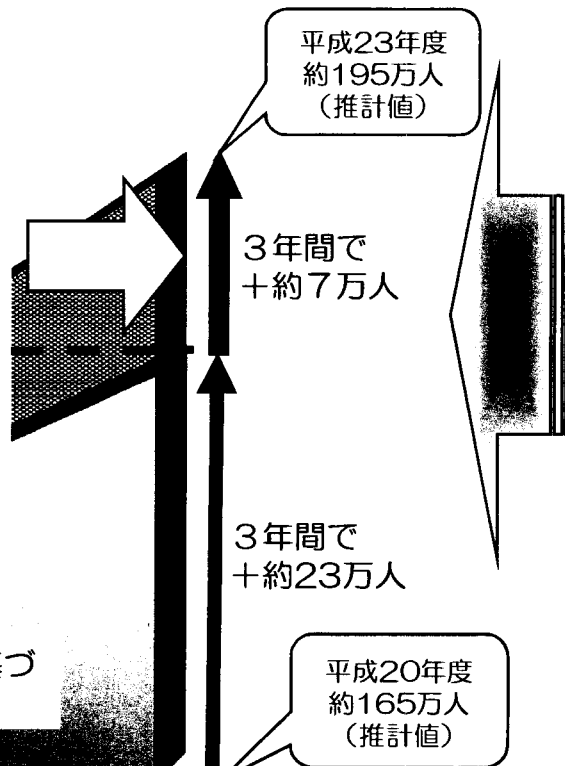
現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

第4期事業計画に基づく
介護基盤の整備

平成21～23年度



【介護職員等の処遇改善・養成】

①介護職員処遇改善交付金

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護職員処遇改善交付金

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

① 都道府県が基金を設置して実施する。

② 財源 : 国費10/10

③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。

④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率

※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(4) 事業規模 合計約3,975億円〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要な事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)